

(様式)

# 犬甘野地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月
亀岡市	西別院町	上ノ谷・中ノ谷・下條	令和3年12月	

## 1 集落（地域）が目指す姿

### (1) スローガン

おいしい米とそばの里「犬甘野」の農業を継続し、自然豊かなふる里を未来に繋ごう！

### (2) 今後の地域農業のあり方

課題				
○農業者の高齢化				
○後継者の減少				
○6次産業化				
今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）				
① 他集落との連携	○	② 新規就農促進・後継者育成	○	③ 高収益作物の導入・拡大
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化		⑥ 経営の複合化
⑦ 6次産業化	○	⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他 ○
取組内容				
○エコファーマー水稻栽培「コシヒカリ・キヌヒカリ」の継続と新羽二重糯の生産強化に取り組む。				
○加工品の生産強化（そば、もちなど）と販売網の拡大を進める。				
○農家組合と営農組合による経営農地の集約化を進める。				
○隣接集落・地域との水稻生産に係る協力・連携を進める。				
○地域営農の継続推進のために、新規就農・後継者育成に努める。				
○農業経営の好循環を目指し、低コスト化等の経営の工夫・努力を続ける。				

### (3) 産地づくり計画

#### ① 現 状（令和3年度）

作 目	生産面積 (ha)	生産額 (千円)	備 考	
[土地利用型]				
・ 水稻	40.75	39,970		
・ 大麦	3.00	501		
・ そば	3.00	567		
[野 菜]				
・ 椎茸	原木25000本	6,000		
・ トマト・キュウリ・ナス・レタス	0.65	50,000		
・ 水菜・小松菜	0.60	6,000		
・ 肉牛飼育	120頭	20,000		
・ 合計	48.00	123,038		

#### ② 目 標（令和7年度）

作 目	生産面積 (ha)	生産額 (千円)	備 考	
[土地利用型]				
・ 水稻	36.95	37,050		
・ 大麦	6.80	1,136		
・ そば	6.80	1,282		
[野 菜]				
・ 椎茸	原木25000本	7,000		
・ トマト・キュウリ・ナス・レタス	0.65	50,000		
・ 水菜・小松菜	0.60	7,000		
・ 肉牛飼育	120頭	20,000		
・ 合計	51.80	123,468		

※ 目標年度については、地域の实情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。  
以下の目標年度についても同様とする。

#### ③ 地域の特産物づくりの取組方針

品 目	① 水稻（コシヒカリ・キヌヒカリ・新羽二重糯）	② そば	③ 大麦
普及方法	① 京都府・JA京都の指導・助言を得ながら、安心・安全でおいしい水稻の生産を進める。 ②③ 収穫量を安定させる。		
販売戦略	① 直売所での販売を軸に販路拡大を進める。 ② 「手打ちそば」を軸に農家レストランの集客増加を目指す。 ③ 質の良い水稻・野菜・蕎麦・大麦栽培を進める。		

(4) 将来の農地利用のあり方

- 持続性の高い農業生産方式（土づくり、化学肥料と農薬の低減を一体的に行う生産方式）を継続し「美味しくて、安心、安全な犬甘野米」の生産を進める。
- 高齢化により遊休農地の増加が懸念されるため農地の担い手への利用集積を進めるとともに、新羽二重糯の生産量を増やし、もちの加工販売を進める。
- 特産の犬甘野そばの生産量を増やし、農家レストラン「季楽」での蕎麦食販売を充実させる。
- 新鮮野菜販売を継続する。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

- 犬甘野営農組合が農地中間管理の役割を担い、中核的担い手と犬甘野営農組合が利用集積を進める。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

- 山林沿いの未整備田（耕作放棄地）は、草刈り等を実施して景観保全と獣害対策を実施する。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
令和3年度	法人・担い手への利用集積	農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営をめざす。
令和4年度	法人・担い手への利用集積	農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営をめざす。
令和5年度	法人・担い手への利用集積	農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営をめざす。
令和6年度	法人・担い手への利用集積	農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営をめざす。
令和7年度	法人・担い手への利用集積	農地集積を行い、効率的かつ収益性の高い経営をめざす。

## 2 集落（地域）の農業構造

### (1) 農業就業状況(担い手別)

#### ① 現 状（令和3年度）

項目	農業者数	農業者数						組織数	組織数		
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才		85才～	任意組織	農業法人
集落（地域）の全体数	42	[Redacted]						1		1	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	3		[Redacted]				1		1
		認定新規就農者									
		集落営農組織*1									
		基本構想水準到達者									
	その他	市町村認定農業者（地域認定）									
		その他の中心となる経営体*2	1				[Redacted]				
	中心経営体計	3			[Redacted]				1		1
中核的担い手計	4			[Redacted]				1		1	

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

その他の中心となる経営体：元認定農業者で、現在も地域のリーダーとして、様々な指導や助言をしてくれる存在であるため、中核的担い手として掲載。

#### ② 計 画（令和7年度）

項目	農業者数	農業者数						組織数	組織数		
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才		85才～	任意組織	農業法人
集落（地域）の全体数	37	[Redacted]						1		1	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	3		[Redacted]				1		1
		認定新規就農者									
		集落営農組織*1									
		基本構想水準到達者									
	その他	市町村認定農業者（地域認定）									
		その他の中心となる経営体*2	1				[Redacted]				
	中心経営体計	3			[Redacted]				1		1
中核的担い手計	4			[Redacted]				1		1	

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

その他の中心となる経営体：元認定農業者で、現在も地域のリーダーとして、様々な指導や助言をしてくれる存在であるため、中核的担い手として掲載。

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
認農	A (上ノ谷集落)	オ	1名+ パート2名	有	椎茸 水稲	原木25000本 4.20	椎茸 水稲	原木25000本 5.00	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥加工・販売 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認農	B (上ノ谷集落)	オ	3名	未定	肉牛飼育 水稲	120頭 1.20	肉牛飼育 水稲	200頭 1.20	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認農	C (中ノ谷集落)	オ	5名+ パート5名	未定	トマト キュウリ ナス レタス 水稲	施設栽培 0.65 0.49	トマト キュウリ ナス レタス 水稲	施設栽培 0.65 0.49	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤食品加工(もち・漬物) ⑥二酸化炭素を農業で減少させる研究 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認農	D (中ノ谷集落)	オ	1名+ パート2名	無	水菜 小松菜	施設栽培 0.60	水菜 小松菜	施設栽培 0.80	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認農法	大甘野営農 組合 (集落)	73オ	56名	有	水稲 そば ビール麦	6.40 3.00 3.00	水稲 そば ビール麦	10.00 6.80 6.80	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						19.54		31.74			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)		農地面積(ha)	貸付等時期	
	才								
	才								
	才								
	才								
経営規模等計(ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計(ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / **担い手はいるが十分ではない** / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状令和3年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
45	1	45	1					19.54 (43.4%)	19.54 (43.4%)	
								うち、中心経営体の面積 18.34 (40.8%)		

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画令和7年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
45	1	45	1					31.74 (70.5%)	31.74 (70.5%)	
								うち、中心経営体の面積 30.54 (67.9%)		

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③ 対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	45.00 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	45.00 ha
c	地区内における80歳以上の農業者の耕作面積の合計	7.09 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.22 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.20 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.20 ha
	(備考)	

※1:cの「80歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

○3集落の農家組合での話し合いを軸にして、中核的担い手の誰かが域内の農地を集約する。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

### 3 集落（地域）営農推進体制

#### (1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	上ノ谷区・中ノ谷区・下條区の各農家組合・犬甘野営農組合が連携・調整している。
・ 計 画	同上

#### (2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	上ノ谷区・中ノ谷区・下條区の各農家組合・犬甘野営農組合が連携・調整している。
・ 計 画	同上

#### (3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	犬甘野営農組合が、農道・水路・リサイクル水施設を管理している。
・ 計 画	同上

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

### 4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				3	4	5	6	7
犬甘野営農組合	水稻栽培の充実	田植機の更新						
		乾燥調製設備・機械の導入						
		玄米保管庫の拡充						
犬甘野営農組合	獣害対策 除草作業の軽減対策 農薬散布委託（ドローン）							

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。